

Weekly Report

第220号

平成25年 6月24日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

今国会で成立した主な法律は

今国会はまもなく会期末(今月26日)を迎えますが、4月以降に成立した主な法律をまとめました。

◎共通番号(マイナンバー)法……国民全員に番号を割り振り、年金などの社会保障給付や納税を一つの個人番号で管理する制度で、個人は12桁、法人は13桁の番号になる予定です。28年から利用開始。

◎改正公職選挙法(ネット選挙の解禁)……ホームページやブログ、SNS、動画共有サービス等を利用した選挙運動を行えるようになります。ただし、電子メールでの選挙運動は候補者・政党等に限られ、有権者は禁止です。次回の国政選挙から適用。

◎消費税転嫁対策特別措置法……26年4月、27年10月に予定されている消費税率引上げに際し、円滑かつ適正な転嫁を確保するため、*特定事業者による転嫁拒否等の行為を禁止、*「消費税還元セール」などの転嫁を阻害する表示を禁止、*消費税総額表示の義務を緩和し、「本体価格+税」などの表示を認める(税込と誤認されない措置が必要)、などの措置が規定されています。25年10月に施行。

◎改正障害者雇用促進法……雇用の分野において

障害を理由とする差別の禁止や、職場での支障を改善する措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、精神障害者を雇用義務化の対象とします。28年4月に施行(ただし、雇用義務化は30年4月)。

◎改正道路交通法……*無免許運転の罰則を懲役3年以下又は罰金50万円以下に引上げる、*免許の取得や更新時に、一定の病気症状(てんかん等)について虚偽申告した場合の罰則を新設、*危険な違反を繰り返す自転車利用者に講習の受講を義務付ける、などが盛り込まれています。施行日はそれぞれ異なり、6ヵ月から2年以内に順次施行。

税務署の処分に不服がある場合は

税務署が行った処分の取消や変更を求める場合は、原則、税務署長に対して「異議申立て」を行い、異議申立てに対する決定の処分に不服があるときは、国税不服審判所長に「審査請求」を行います。ただし、青色申告書に係る更正の不服がある場合などは直接「審査請求」ができます。

また、国税不服審判所長の裁決にも不服がある場合は、裁判所に「訴訟」をおこします。

なお、24年度に処理された異議申立て3286件で、そのうち納税者の主張を一部でも認めたのは325件(9.9%)でした。審査請求では3618件のうち、451件(12.5%)となっています。

特例源泉税・労働保険料などの資金繰りを

7月10日(水)は、納期の特例を受けている企業(従業員が常時10人未満)の源泉所得税の納付期限です。同特例は、1月～6月分の給与・賞与・退職金及び税理士などの報酬の源泉所得税をまとめて納付するため多額になる場合があります。正当な理由なく納期限に遅れると、不納付加算税と延滞税が課せられるので注意が必要です。

また、労働保険の概算保険料の納付や賞与、中元商戦など資金需要が増える時期なので、資金需要が増える時期なので、資金繰りを再確認しておきます。